

## 「第3期岡山県障害福祉計画（仮称）」素案に対する意見等について

「第3期岡山県障害福祉計画（仮称）」素案について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）に基づき、広く県民の皆様から意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

### 1 意見の件数

3件（2人）

### 2 意見の概要と県の考え方

別添のとおり

なお、岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページに掲載するほか、県庁障害福祉課、県政情報室、県民室、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館に備え付ける予定

### 3 今後のスケジュール（予定）

平成24年2月8日（水）	県障害者施策推進協議会（3回目）
	県自立支援協議会（2回目）
2月下旬	計画決定

### <参考>

意見募集の方法等

#### （1）募集期間

平成23年12月19日（月）～平成24年1月20日（金）

#### （2）公表方法

岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページに掲載したほか、県庁障害福祉課、県政情報室、県民室、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館に備え付けた。

#### （3）募集方法

電子メール、インターネット、郵便、ファクシミリにより受け付けた。

## 「第3期岡山県障害福祉計画（仮称）」素案に対する主な意見と 県の考え方について

### 【第1章 計画策定の考え方】

No.	ご意見の概要	県の考え方
1	全ての障害のある人について、個別の福祉計画を作成することを目指して、調査・研究・検討を開始して欲しい。	障害者自立支援法の改正により、サービス利用計画の作成対象が障害福祉サービス等を利用する全ての障害のある人に拡大されることとなっており、利用者の状況や意向等を踏まえた計画に基づき、適切なサービス提供が行われるよう促進していきます。

### 【第5章 目標の設定 — 1 数値目標】

No.	ご意見の概要	県の考え方
2	5年以上かつ65歳以上の退院者数について、2割増という国指標に準拠して数値目標を設定しているが、各都道府県の平均在院日数や病床の稼働率にはかなりの差があり、一律に乗じて算定しても意味をなさない。もし計上するのであれば、県独自の目標を立てるべきである。	<p>障害福祉計画では、障害のある人の地域生活への移行を重点的な視点としており、そのための取組の一つとして、精神障害のある人については、比較的入院期間が長期となっている65歳以上の年齢層の退院を促進するため、この目標を掲げているところです。</p> <p>増加目標については、他県の状況等と対比させながら本県の数値目標を設定することが困難であり、今後とも国の施策と協調して、県の施策を進める必要があることから、国指標に準じた数値目標としています。今後、目標達成状況の検証に際しては、全国の状況等を勘案しながら実施していきます。</p>

### 【第5章 目標の設定 — 3 目標達成に向けた具体的な取組】

No.	ご意見の概要	県の考え方
3	全ての障害のある人について、災害時の個別の支援計画を作成して欲しい。	障害のある人等の災害発生時の支援のため、県では、「市町村災害時要援護者避難支援マニュアル作成指針」を作成して、市町村における避難支援プラン（全体計画・個別計画）を策定する取組を支援しています。

(参考) 障害関係団体等からの主な意見と県の考え方

No.	ご意見の概要	県の考え方
1	<p><b>【障害に対する理解の促進】</b>                      内部障害、盲ろうなど社会や家族の理解が進んでいない障害種別に対する理解促進を図ること。</p>	<p>県では、障害のある人への理解を促進するため、各種の広報媒体を活用した情報提供や啓発活動などを実施しているところであり、今後とも、積極的に推進していきます。</p>
2	<p><b>【地域生活支援の充実】</b>                      障害の種別に応じたグループホーム及びケアホームの整備、生活訓練の実施、日常生活用具給付等を促進すること。</p>	<p>サービス体系は3障害が一元化されていますが、障害の特性に応じたサービス提供は可能であり、ニーズを踏まえたグループホーム及びケアホーム等の整備を促進していきます。また、県の地域生活支援事業に積極的に取り組むとともに、日常生活用具給付事業等の市町村の地域生活支援事業を支援していきます。</p>
3	<p><b>【就労支援の充実】</b>                      障害の種別に応じた就労支援の実施、ジョブコーチの配置等の量的整備を促進するとともに、質の向上を図ること。</p>	<p>就労移行支援事業等の障害福祉サービス提供体制の整備を促進するとともに、岡山労働局や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障害のある人の個性や可能性を生かせるよう、就労に向けた施策を推進します。</p>
4	<p><b>【高齢化への対応】</b>                      障害当事者及び親の高齢化に対応するため、居住の場であるグループホーム及びケアホームの整備促進等を促進すること。</p>	<p>障害のある人の地域生活を支援するため、グループホーム及びケアホーム等の整備を促進するとともに、市町村の成年後見制度利用支援事業の積極的な実施を支援します。</p>
5	<p><b>【コミュニケーション支援】</b>                      相談員等のコミュニケーション技術修得を促進すること。</p>	<p>県の実施する研修事業等を通じて、身体障害者相談員等の相談対応能力の向上を図っていきます。</p>
6	<p><b>【移動支援】</b>                      移動制約者への支援を充実させること。とりわけ公共交通機関が未整備の山間部等における移動手段を確保すること。</p>	<p>障害福祉サービスとして提供される同行援護サービスの充実を図るとともに、市町村の実施する移動支援事業を促進するほか、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成を図り、障害のある人の外出を支援し、自立と社会参加を促進していきます。</p>
7	<p><b>【災害対応】</b>                      福祉避難所の整備、災害発生時の情報保障など災害発生時に備えた支援体制を早期に確立すること。</p>	<p>障害のある人や高齢者など災害時要援護者を支援する福祉避難所の設置を促進します。                      また、「市町村災害時要援護者避難支援マニュアル作成指針」を作成して、市町村における避難支援プラン（全体計画・個別計画）を策定する取組を支援しています。</p>